

公益財団法人藤沢市みらい創造財団ホームページリニューアル業務
仕様書 (RFI 用)

1. 業務名

公益財団法人藤沢市みらい創造財団ホームページリニューアル業務

2. リニューアルの目的

当財団のホームページは、藤沢市青少年協会、スポーツ振興財団、芸術文化振興財団の3財団が統合した2011年に、スポーツ振興財団のホームページを改良し構築され、約15年が経過している。

現在に至るまで、マイナーチェンジを行なってきたが、縦割りで構成されたトップページの見難さや事業規模拡大による情報量の増加などにより、「分かり易い」「見やすい」サイト構成とは言えず、利用者からも「必要な情報にたどり着けない」といった意見も多数寄せられている。

本業務では、多岐にわたる当財団の事業がより分かり易く伝わり、利用者が必要な情報に迷わずたどり着けるホームページを目指し、リニューアルを実施するものである。

3. 現状の課題

(1) トップページ構成やデザイン

異なる様々な情報が縦割りのカテゴリで発信されること、情報の優先順位と各コンテンツの大きさやデザインの不一致、検索エンジンの見つけにくさ等総合的な見直しが必要であること

(2) サイトマップ

サイトマップが存在せず、情報が階層化できていないこと

(3) カテゴリ

過去情報の蓄積や事業規模拡大、情報発信の重要性によりコンテンツは増加しているが、全体構成が15年前と変わらず煩雑化していること

(4) スマートフォンとの互換性

スマートフォンからのホームページ利用が多数を占めることが想定される中で、スマートフォン版のホームページの構成や必要な情報の整理が必要であること

4. 基本事項

(1) 業務概要

- ア リニューアルに伴う総合的なコンサルティング
- イ CMS の導入構築
- ウ 各種デザイン、テンプレートの作成、SEO 対策
- エ 現行ホームページのコンテンツ移行
- オ 機器等の保守、運用支援
- カ 各マニュアルの作成

(2) 基本方針

- ア 当財団の魅力を伝えるホームページのデザイン及びコンテンツを提供すること
当財団は藤沢市の出資法人として、行政サービスの一翼を担っており、青少年事業、放課後児童クラブの運営、スポーツ振興事業、芸術文化振興事業など、多岐にわたる事業を展開している。それら複数の事業を魅力的に発信できるサイトを目指す。また、デザインについては、利用者の探しやすさ、分かり易さを最優先事項とし、スマートフォンユーザーにも使いやすい仕様とする。
- イ 利用者の誰もが目的の情報に簡便かつ快適にたどり着けるようにすること
- ウ 職員が簡単にページの作成・管理等ができるようにすること
- エ リニューアル後も細部の修正、変更が容易であること

5. 契約期間

リニューアル業務

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日

6. リニューアル後のホームページの公開日（予定）

2026年（令和8年）4月1日

なお、公開時間は協議の上決定する

7. システム要件

(1) システム環境・条件等

- ア 公開サーバ及びCMSサーバは、保守性・耐障害性を考慮し、セキュリティが確保され、受託事業者が最適と思う方法とすること。その際には、最低限下記の条件を満たすこと。
 - ・ソフトウェア等のスペックは、稼働率、セキュリティ面、バックアップなども含め、なおかつ、今後、数年の利用増を見込み、最適なスペックと思われるものを選定すること。
 - ・各サーバは、ウィルス対策を行うこと。また、常に最新のパターンファイルを保つこと。
 - ・外部からの攻撃などを防御するために、万全なセキュリティ対策を行うこと。
 - ・システム上で取り扱う情報の改ざん、漏洩を防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にすること。暗号化を用いる場合は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている方法を採用すること。なお、利用する鍵長については、「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」の規定に合致した鍵長を用いること。
 - ・事業者が保守等のために管理者権限でアクセスする場合は、操作ログの記録や接続する端末及び操作者を特定し、アクセス制御や通信の暗号化などの不正アクセス対策を実施すること。また、マルウェア対策を実施すること。
 - ・公開サーバは、障害発生時1時間以内に復旧すること。
 - ・CMSサーバは、障害発生時1日以内に復旧できるような対策を行うこと。
 - ・バックアップは1日1回以上行うこと。

イ 利用者のパソコンのOSやブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、ホームページを閲覧できること。

(2) CMSシステム構成・条件等

ア CMSシステムは、既に稼働実績があり、かつ、専門知識を有しない者でも容易に操作が可能なものであること。カスタマイズ又は他のソフト、外部サービス等との連携を可とする。

イ 登録ユーザ数やページ数の増加によるライセンス料金が発生しないこと。

ウ 導入後もカスタマイズ部分を含め可能な限り保守費用の範疇にて最新の機能を提供すること。

8. リニューアル仕様

(1) コンサルティング

サイト構成や各種デザイン等は当財団にて最終決定するが、現状の課題解決に向けた改善策及びデザインや構成等については最適と思われるコンサルティングやアドバイスをを行うこと

(2) 全体構成

ア トップページには、必ず4事業のメニューを設けること

イ 4事業毎のページを作成し、以下必要な階層及びサイトマップを構築すること

ウ ホームページの統一感を出すため、各ページにメニューを表示させること

(3) サイト設計

ア 現行ホームページの課題を解決するため、受託者がこれまでの経験を踏まえて最適と思われるサイト設計を行うこと

イ サイトマップを整理し構築すること

ウ 利用者が目的とするコンテンツに原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること

エ 老若男女問わず使いやすさを最優先し、タイトルからコンテンツの内容が想像できるラベリング・設計を行うこと

エ メニューなどの必要なページの新規作成を行うこと

オ PC版・スマートフォン版のサイト設計を行うこと

カ スマートフォン版のサイト構成を提案すること

(4) デザイン

現行のホームページの課題を理解し、受託者が最適と考えるデザインを作成すること。デザインについては当財団からの修正指示が完了するまで修正を行うこと。

(5) 既存データの取り込み、コンテンツ移行

決定したデザインテンプレートに既存コンテンツを取り込むこと。取り込む既存コンテンツは当財団が指示するものとし、受託事業者が行うものとする。

(6) AIチャットボットの導入提案

利用者満足度向上を目指し、AIチャットボット導入について提案すること。

9. 保守・運用支援

ソフトウェアの保守や運用支援が可能であること。なお、保守管理については、別途「ホームページ等保守管理業務」を契約するものとする。

10. 成果品

構築完了後、次の書類を提出すること。電子媒体については、文書データを CD-R 等を使用し納品すること。

- (1) システム設計書（印刷物1部、電子媒体）
- (2) システム管理者向け操作マニュアル（印刷物1部、電子媒体）
- (3) コンテンツ作成者向け操作マニュアル（印刷物1部、電子媒体）
- (4) HTML ページファイル一式（印刷物1部、電子媒体）

11. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託または請負わせることはできない。但し、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

12. その他

(1) 追加提案

本業務の仕様は、現在当財団が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的な立場から、他事業者の事例や今後の技術革新を見据え、効果的な提案がある場合は、この仕様に記載すること以外の提案をすること。

(2) 著作権

本業務で作成されたドキュメントやデータに関する著作権については、委託者と受託者に帰属するものとする。

(3) 地球温暖化対策への取組

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

(4) 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

(5) 契約不適合責任

ア 業務完了後に、仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、当財団は受託者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うこととする。

但し、当財団に不相当な負担を課するものでないときは、受託者は当財団が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ アにかかわらず、当該契約不適合によっても本契約の目的を達することができる場

合であって、追完に過分の費用を要する場合、受託者は前項所定の追完義務を負わないものとする。

- ウ 当財団は、当該契約不適合（受託者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。
- エ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、当財団は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- オ 受託者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、業務完了後1年以内に当財団から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、検収完了時において受託者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- カ ア、ウ及びエの規定は、契約不適合が当財団の提供した資料等又は当財団の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、受託者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

以上